

# 世界標準コーポレート・ガバナンス原則の誕生と概念

## －国際会議のコーポレート・ガバナンスに関する合意と役割－

小島 大徳

### 1 はじめに

1990年代初頭から、世界各国でコーポレート・ガバナンス問題が活発に議論されている。また、しばらく時をおいた1990年代後半から、コーポレート・ガバナンス問題は、次第に国際会議で議論され始め、今日、国際会議がコーポレート・ガバナンス原則（以下「原則」という）に強い関心を示している。

原則は、1990年代のはじめより、各国内で徐々に策定されはじめた。そして、1990年代半ばのコーポレート・ガバナンスに関する私的国際機関の設立と原則の策定、1990年代後半の公的国際機関の原則策定とは、世界標準となる原則の策定への流れを決定的にしたといえる。

本稿は、21世紀の初頭に確立されるであろう世界標準となる原則は、原則を策定する国際機関と原則を支持していく国際会議との両者が協力して行く必要があるとした立場で論を展開する。そして、世界標準となる原則と国際会議との役割を明らかにし、原則が世界各国に広まるプロセスを明示することを目的とする。また同時に、今まで漠然とした概念であった世界標準原則が確立する根拠をも明確にする。

そこで、本稿では、まず、第1節において、今日の世界標準としての役割を担うOECD原則が策定されるまでの経緯と内容とを考察する。つぎに、第2節において、OECD原則に対する各国政府や国際会議の役割、および先進国首脳会議がOECD原則を支持したことによる世界標準化の過程とその役割を検討する。そして、第3節では、地域国際会議がOECD原則を各国に広めていく行動過程を解明する。また、第4節では、実務者首脳会議による、OECD原則を各国の法令・規則等に反映していく取り組みを明らかにする。そして、最終的に世界標準原則の概念確立とそのため必要とされる国際機関の役割との関係を明らかにし、今日、OECD原則が世界標準原則の立場にある理由を明確にする。

なお、2004年にOECDは、『新OECDコーポレート・ガバナンス原則』を策定し公表した。しかし、新しい原則が公表されたからといって、すぐにそれに飛びついてはいけない。新しい原則が公表されたからこそ、旧原則を今一度注目しなくてはいけないのである。そのため本稿では、いわゆる「旧OECD原則（1999年）」をOECD原則と称して論を展開していく。

## 2 OECDコーポレート・ガバナンス原則と国際会議の役割

### 2.1 OECDコーポレート・ガバナンス原則の成立とその意義

原則の世界標準策定の流れを決定的としたのは、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development, 以下「OECD」という)の一連の原則策定の動きであった。

まず、OECD経営諮問グループは、1998年に、『コーポレート・ガバナンス：グローバル市場における競争力向上と資本参入(Corporate Governance Improving Competitiveness and Access to Capital in Global Markets, 以下「OECD原則基本方針」という)<sup>2</sup>』と題した報告書を策定し、OECD本部へ報告を行った<sup>3</sup>。これを受けて、OECDの内部で本格的に検討が行われ、1999年の閣僚理事会において『OECDコーポレート・ガバナンス原則(Principles of Corporate Governance, 以下「OECD原則」という)<sup>4</sup>』が採択された。

OECD原則は、Ⅰ株主の権利、Ⅱ株主の公平な取扱い、Ⅲ利害関係者の役割、Ⅳ情報開示と透明性、Ⅴ取締役の役割、から構成されている。そして、OECD原則の内容は、世界各国が原則の策定を行う際に共通の基盤となり、国際社会に受け入れやすいものであることを意識して策定されている<sup>5</sup>。

### 2.2 OECDコーポレート・ガバナンス原則による各国政府への要求

OECD原則は、「市場原理に基づいたガバナンスを基礎とした視点は、政府の役割を排除するものではない。政策決定者や規制当局は、明確で重要な規制の枠組みを策定する責任を持っている<sup>6</sup>」のであるから、「政府は、市場が効果的に機能するとともに、株主や他のステークホルダーの期待に応えるような十分な柔軟性を提供できる効果的な規制の枠組みをつくりあげるという重要な責任をもっている<sup>7</sup>」としている。これは、統一的なコーポレート・ガバナンスの基準のもとで企業に対してコーポレート・ガバナンスを有効的に機能させていくためには、各国政府の役割が重要であるとの見方を示したものである。ここからもわかるようにOECD原則

は、具体的なコーポレート・ガバナンスの内容を定めるだけでなく、各国政府の役割が重要であり、協力してコーポレート・ガバナンス問題の解決にあたっていくことを求めているといえよう<sup>8</sup>。

OECD原則が各国政府に求めているように、OECD原則が世界標準としての原則となるには、まず、世界各国による合意がなくてはならないと考える。加えて、各国政府が、OECD原則を浸透させていく努力もなくてはならないものである。さらに、OECD原則がうたっているように、各国政府はOECD原則に則って国内問題を解決しなくてはならない。これらの3つの要素が解決されてはじめて、OECD原則は名実ともに世界標準としての原則となり、その役割を十分に果たす俎上ができあがると考えられる。

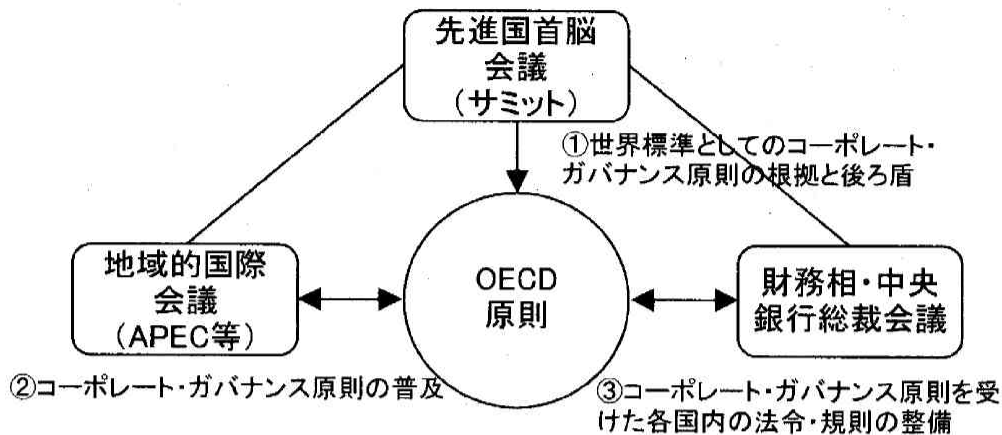
### 2. 3 国際会議のコーポレート・ガバナンス原則へ果たす役割

OECD原則が求める政府の役割に応えるように、今日の国際会議は、コーポレート・ガバナンス問題を議題にあげることがとても多くなっている。各国政府が集まった国際会議でコーポレート・ガバナンス問題が取り上げられることにより、各国政府は、コーポレート・ガバナンスの発展に強固な協力関係で臨むことができ、かつ、そこでの合意内容は、国際公約となる性質を有すると考えられる。

なかでも、1998年頃からはじまったOECD原則の策定作業と時を同じくして、原則を中心に話し合いがもたれるようになった。今日まで、先進諸国のトップが一堂に会する先進7カ国首脳会議(以下「先進国首脳会議」という)や、アジア太平洋経済協力会議(Asia-Pacific Economic Cooperation, 以下「APEC」という)のような地域経済に関して中心的に話し合われる国際会議(以下「地域的国際会議」という)、そして、財務相・中央銀行総裁会議<sup>9</sup>のような世界経済の動向に大きな影響を与える実務者首脳による国際会議(以下では、便宜上「実務者国際会議」という)、が積極的にコーポレート・ガバナンスを取り上げ、議論を行っている<sup>10</sup>。

これらの国際会議は、図1に示されるように、それぞれOECD原則に対して重要な役割を有していると考えられる。まず、先進国首脳会議は、OECD原則を各国首脳レベルで合意することで、世界標準としての位置づけを明確にする役割を持つ。また、APECに代表される地域的国際会議は、世界標準となる原則を広く浸透させる役割を持つ。そして、財務相・中央銀行総裁会議に代表される実務者会議では、各国の世界標準となる原則をもとにして、より実務的な話し合いがもたれ、各国内法令・規則等を整備していく役割を持つのである。

図1 世界標準のコーポレート・ガバナンス原則となるために



(出所)筆者作成。

本稿では、OECD原則を中心にして、①先進国首脳会議における世界標準原則の認定、②地域国際会議における具体的実施(浸透)方針の決定、③実務者国際会議における各国内法令・規則の整備の方針、としたそれぞれの国際機関の役割を検討する。

### 3 先進国首脳会議におけるOECD原則の世界標準化への支持

#### 3.1 先進国首脳会議とコーポレート・ガバナンス原則

まず、世界標準の原則となるためにもっとも重要なことは、OECD原則が多くの国により支持され、認められなければならないことであった。そこで、この役割を担ったのが、先進国首脳会議におけるOECD原則への支持と合意であった。先進国首脳会議で原則を取り上げた会議名と年次、およびその内容を示した表1によると、1999年の会議から盛んに原則が取り上げられるようになったことがわかる。

1999年6月のケルン・サミットで、首脳会議の前に開かれたG7蔵相会議では、G7蔵相から首脳会議への報告書である『ケルン経済サミットへの報告：国際金融システムの強化』のB.透明性の強化及び最良の慣行の促進の21.kにおいて、「OECDがコーポレート・ガバナンスに関するコア・プリンシプルを先般承認したこと。そして、世銀が、OECDや他の国際機関と共同して、新興市場国や先進国において可能な限り幅広い範囲で当該プリンシプルが採択・実施されるよう促すこと<sup>1)</sup>」と明記した。この、支持と合意により、OECD原則は、世界標準原則と認められたといえよう。同時に、また、原則を先進諸国だけではなく、発展途上国にも適用を広げて

いくという合意内容は、次の段階として、より広くOECD原則を広めていくという今後の方針が確認された。

表1 先進国首脳会議のコーポレート・ガバナンスに関する支持と合意の内容

年月	会議名	文書名	内容
1999年7月	ケルンサミット 歳相会議	「B.透明性の強化及び最良の慣行の促進」21.k『ケルン経済サミットへの報告：国際金融システムの強化』	①OECDがコーポレート・ガバナンスに関するコア・プリンシプルを先般承認したこと。 ②世界銀行グループが、OECDや他の国際機関と共同して、新興市場国や先進国において可能な限り幅広い範囲で当該プリンシプルが採択・実施されるよう促すこと。
2000年7月	沖縄サミット 首脳宣言	「21世紀の一層の繁栄に向けて」8『G8コミュニケ・沖縄2000』	①アジアを中心とした世界経済の改革努力の現時点での焦点は、公的・民間部門の統治（ガバナンス）と透明性を改善することが重要である。
2001年7月	ジャノバサミット 首脳宣言	「貧困削減のための戦略的アプローチ」6『G8コミュニケ』	①人権尊重と法の支配に根ざした、開放的で、民主的で、かつ、国民に責任を負う統治制度は、持続可能な開発と力強い成長のための必要条件である。したがって、我々は、開発途上国が以下を推進することを支援する。 一、汚職と闘うための法的枠組みとコーポレート・ガバナンス制度
		「債務救済及び債務救済を越えた取り組み」13『G8コミュニケ』	①経済を成長させ、生産性を向上させ、また、生活水準を向上させる上で、民間セクターによる投資の増大は必要不可欠である。我々は、開発途上国が民間投資環境を向上させることを助けるため、MDB及びその他の関連する国際機関に対し、官民のパートナーシップ及び投資に関する最良の慣行や、コーポレート・ガバナンスの分野における規則と基準、会計基準、一層の競争及び透明な税制の確立を含む、開発途上国による国内改革努力を支援するよう強く求める。我々は、世界銀行に対し、最貧国における民間セクター開発の促進計画に対して追加的な支援を行うよう要請する。我々は、知識集約型経済への一層の投資を促進するため、WTO及び世界知的所有権機関に対し、世界銀行と協力しつつ、最貧国が知的所有権に関する国際規則を順守することを助けるよう要請する。

(出所) 筆者作成。

そして、2000年7月に行われた沖縄サミットでは、『G8コミュニケ・沖縄2000』の「21世紀の一層の繁栄に向けて」の8において、「(アジアを中心とした世界経済の一筆者)改革努力の現時点での焦点は、…(中略)…公的・民間部門の統治(ガバナンス)と透明性を改善すること<sup>12)</sup>」と明記された。これは、21世紀に入ってもコーポレート・ガバナンス問題が最重要課題であるとし、原則のさらなる浸透に向けた考えを表明したものである。

また、2001年7月に行われたジェノバ・サミットでは、『G8コミュニケ』の「貧困削減のための戦略的アプローチ」の6において、「人権尊重と法の支配に根ざした、開放的で、民主的で、かつ、国民に責任を負う統治制度は、持続可能な開発と力強い成長のための必要条件である。したがって、我々は、開発途上国が以下を推進することを支援する<sup>13)</sup>」として、「一、汚職と闘うための法的枠組みとコーポレート・ガバナンス制度」として取り上げた。さらに、同13では、「経済を成長させ、生産性を向上させ、また、生活水準を向上させる上で、民間セクターによる投資の増大は必要不可欠である。我々は、開発途上国が民間投資環境を向上させることを助けるため、MDB及びその他の関連する国際機関に対し、官民のパートナーシップ及び投資に関する最良の慣行や、コーポレート・ガバナンスの分野における規則と基準、会計基準、一層の競争及び透明な税制の確立を含む、開発途上国による国内改革努力を支援するよう強く求める<sup>14)</sup>」と明記した。

### 3. 2 先進国首脳会議のOECD原則の合意と新しい国際機関

G7ケルン・サミットの合意に基づき、1999年にOECDと世界銀行グループは、『グローバル・コーポレート・ガバナンス・フォーラムの設立に関する申し合わせの覚書(Memorandum of Understanding on the Establishment of the Global Corporate Governance Forum)<sup>15)</sup>』を交わし、原則を世界中に広めることを目的として、グローバル・コーポレート・ガバナンス・フォーラム(Global Corporate Governance Forum, 以下「GCGF」という)を設立した。GCGFの特徴は、先進諸国を中心に加盟するOECDと発展途上国に対する主たる業務を行う世界銀行グループとがイニシアティブを取ることににより、今まで先進諸国中心の議論に集中しがちだったコーポレート・ガバナンス問題を、より世界規模で討議することが可能になることであろう。

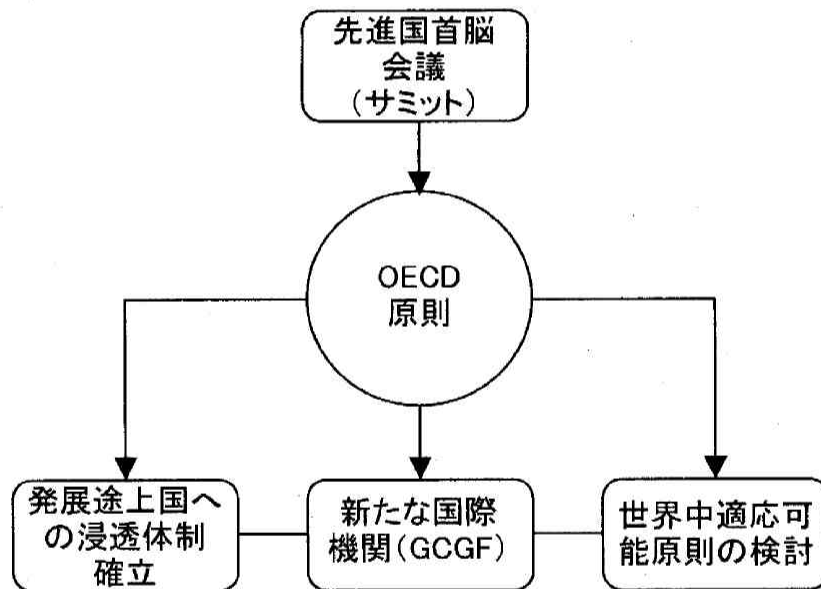
GCGFの設立は、1999年と2000年の先進国首脳会議の合意内容を受けて、実際に実をあげた一例である。また、この動きにより原則は、OECD原則をもとにして、その内容をつねに進化させ、時代に常に適合した世界標準原則を目指す流れと体制

ができあがったといえる。

### 3. 3 先進国首脳会議のバックアップによるOECD原則の世界標準化

先進国首脳会議の一連のコーポレート・ガバナンスに関する役割は、図2に示すことができる。これによると、先進国首脳会議は、OECD原則を世界標準の原則であると認定し、それをより強固なものにするために、①先進諸国だけではなく発展途上国を含めたコーポレート・ガバナンス問題への議論を行うこと、②発展途上国も含んだ新しいコーポレート・ガバナンスに関する国際機関の設立、③世界中に適応可能なさらなる原則の策定、について合意がなされたといえよう。

図2 先進国首脳会議のOECD原則への支持と合意内容



(出所)筆者作成。

先進国首脳会議は、実質的にOECD原則を世界標準としての原則として位置づけた。そして、これを可能な限り、全世界に広めて有効に効果をあげるために、新たな国際機関の設立し、今後を見据えた原則の発展に寄与する役割を果たしていくべきであるといえよう。今後も、先進国首脳会議は、これらのコーポレート・ガバナンス問題に主導的な役割を果たしていくことが期待される。

## 4 地域的国際会議におけるOECD原則の浸透に向けた合意

### 4.1 アジア太平洋経済協力会議とコーポレート・ガバナンス

地域的国際会議は、地域経済に密着した国際機関であるため、世界標準であるOECD原則を各国に浸透させていく役割を有している。ここでは、コーポレート・ガバナンス問題に意欲的に取り組んでいるAPECを取り上げる。APECは、OECD原則を支持するとともに、OECD原則の重要性をより深く議論し、浸透のための行動を起こしている。以下では、APECで原則を取り上げた会議名と年次、およびその内容を示した表2により、検討を行う。

表2 APECのコーポレート・ガバナンスに関する支持と合意の内容

年月	会議名	文書名	内容
1998年11月	第10回マレーシア会議	『閣僚会議共同声明』	①コーポレート・ガバナンスに関する作業を歓迎した。
1999年9月	第11回ニュージーランド会議	「テーマ2市場機能の強化」29『閣僚会議共同声明』	①OECD地域において効率的かつ柔軟で競争的な市場を提供する政策的対応の必要性を浮き彫りにし、他の公共部門の政策、コーポレート・ガバナンス及び金融システムの改革が決定的に重要である。
		「テーマ2市場機能の強化」の31	①閣僚は、域内の市場の強化のためのOECDの将来の作業を示す『ロードマップ』について意見が一致した。 ②経済及び企業のガバナンスの分野における作業の継続（OECD蔵相プロセスを通じるものを含む）。
		『首脳宣言』	①我々は、企業及び公的部門のガバナンスにおいて、より高い透明性及び予測可能性を提供することより、我々の市場を強化する。 ②合意されたコーポレート・ガバナンス原則の拡充及び適用。

(出所) 筆者作成。

APECが最初にコーポレート・ガバナンスに関心を示したのは、1998年11月にマレーシアで行われた第10回会議においてであった。第10回APEC閣僚会議共同声明で、「閣僚は、…(中略)…コーポレート・ガバナンスに関する作業を歓迎した<sup>16)</sup>」として、OECD原則策定に向けた動きと、OECD原則基本方針の内容について好意的に受け止めた。そのうえで、閣僚理事会は、OECD原則の策定に向けた進展を期待するとしていた。



地域的国際会議は、いうまでもなく地域経済の発展に強い関心を持つ。そして、コーポレート・ガバナンスは地域経済の発展に欠かすことができないとして、OECD原則策定の動きに、当初から大きな期待を有していたということが出来るであろう。

#### 4. 2 アジア太平洋経済協力会議のOECD原則支持表明

1999年9月、ニュージーランドで開催された第11回APEC閣僚会議共同声明の「テーマ2市場機能の強化」の29において、「グローバル化の速度並びに経済危機の範囲及び深さは、OECD地域において効率的かつ柔軟で競争的な市場を提供する政策的対応の必要性を浮き彫りにした。…(中略)…経済危機が浮き彫りにしたように、他の公共部門の政策、コーポレート・ガバナンス及び金融システムの改革が決定的に重要である<sup>17)</sup>」とした。これは、グローバル化する国際経済において、最重要課題の1つとしてコーポレート・ガバナンスが存在するとし、各国政府の国内政策にコーポレート・ガバナンスを生かしていくことと、今後のAPECによる原則への関与とを表明したといえよう。

加えて、同じく閣僚会議共同声明で、これに先だって公表されたOECD原則に対して、すばやく支持表明が行われた。「テーマ2市場機能の強化」の31で、「閣僚は、域内の市場の強化のためのOECDの将来の作業を示す『ロードマップ』について意見が一致した<sup>18)</sup>」とし、なかでも、「経済及び企業のガバナンスの分野における作業の継続<sup>19)</sup>」が重大な問題であると明記し、OECD原則への支持の表明を行った。

このように、APECは、OECD原則が策定されると同時に、これをどのようにして地域の各国に広め、OECD原則の活用により経済発展を実現していくかの作業に入った。

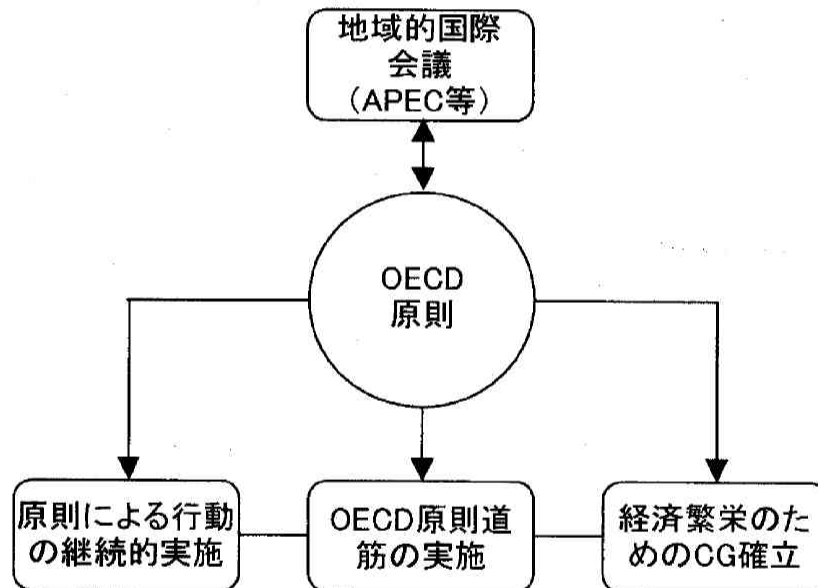
#### 4. 3 APEC首脳宣言とコーポレート・ガバナンス原則

第11回APEC首脳宣言では、「現在行われている改革を通じた競争力の向上は、回復と持続可能な成長への道である。APECを通じて、我々は、ビジネス及び雇用拡大の機会を拡大し、強固で開かれた市場を構築し、我々のコミュニティー及びメンバーが国際経済に成功裡に参加できることを確保するよう努める。開かれ、透明性が高く、良く規律された国内市場及び国際市場の双方は、繁栄の不可欠な基盤であり、また、企業が革新し富を創造することを可能とする<sup>20)</sup>」として、そのために、「我々は、以下により、我々の市場を強化する。企業及び公的部門のガバナンスに

において、より高い透明性及び予測可能性を提供すること<sup>21)</sup>が必要であるとする。そして、「合意されたコーポレート・ガバナンス原則の拡充及び適用<sup>22)</sup>」として、コーポレート・ガバナンスの地域経済に果たす役割と原則をさらに浸透させ各国にできるかぎり適用していくこととを取り決めた。

APECは、世界標準の原則を各国政府に浸透させていく役割を有していた。このように、APECに代表される地域的国際会議は、図3に示されるように、①コーポレート・ガバナンスの継続的作業、②OECD原則の示した道筋の速やかな実行、③地域経済の繁栄に役立つコーポレート・ガバナンスの確立、の3つを実施していくことで合意ができていているといえよう。

図3 地域的国際会議のOECD原則への支持と合意内容



(出所)筆者作成。

## 5 実務者による国際会議のOECD原則に対する各国法令・規則等の整備

### 5. 1 財務相・中央銀行総裁会議とコーポレート・ガバナンス原則

実務者国際会議のなかでも代表的な財務相・中央銀行総裁会議では、具体的なコーポレート・ガバナンスに関する議論を行い、原則を各国内の法令・規則等に反映させるための声明を公表している。ここでは、財務相・中央銀行総裁会議で原則を取り上げた会議名と年次、およびその内容を示した表3により、検討を行う。

まず、最初に財務相・中央銀行総裁会議においてコーポレート・ガバナンスに関

心が示されたのは、1998年10月の『G7蔵相会議宣言』であった。このなかでは、「7. 透明性に関する類似の基準が民間セクターにおいて必要である」とし、「(i) OECDが、世銀及び他の規制団体と協議しつつ、1999年5月の閣僚理事会までに健全なコーポレート・ガバナンス及び企業構造に関する提言についての作業を早急に完了すること」と声明を公表した。この時期は、OECDがOECD原則策定に向けて、取り組みを始めた頃であり、積極的に後押しをしようとする姿勢をいち早く示したものであろう。

また、1999年2月に行われたG7蔵相会議では、『7カ国蔵相・中央銀行総裁コミュニケ』の「国際金融・通貨システムの強化」の12において、「我々は…(中略)… OECDによるコーポレート・ガバナンスの原則についての進展を支持する」と表明した。また、『国際金融アーキテクチャーに関する実施計画(付属文書)<sup>23</sup>』において、「(7)1999年末までに、健全なコーポレート・ガバナンス及び会計に関する基準等の透明性に関する基準についての我々の民間セクターの遵守状況をG7首脳に対し報告する」とし、「(16)OECDが、1999年5月のOECD閣僚理事会までに、世銀及び他の国際的な規制機関の意見を考慮に入れつつ、健全なコーポレート・ガバナンスの原則に関する提言を完成させること」として、策定作業が進んでいるOECD原則の基本方針に対して、意見や見解等を積極的に示していく姿勢を示した。

表3 財務相・中央銀行総裁会議のコーポレート・ガバナンスに関する支持と合意の内容

年月	会議名	文書名	内容
1998年10月	G7蔵相会議	『G7蔵相会議宣言』	7.透明性に関する類似の基準が民間セクターにおいて必要である。 (i) OECDが、世銀及び他の規制団体と協議しつつ、1999年5月の閣僚理事会までに健全なコーポレート・ガバナンス及び企業構造に関する提言についての作業を早急に完了すること。
1999年2月	G7蔵相会議	「国際金融・通貨システムの強化12」『7カ国蔵相・中央銀行総裁コミュニケ』	①OECDによるコーポレート・ガバナンスの原則についての進展を支持する。
		『国際金融アーキテクチャーに関する実施計画(付属文書)』(7)	①1999年末までに、健全なコーポレート・ガバナンス及び会計に関する基準等の透明性に関する基準についての我々の民間セクターの遵守状況をG7首脳に対し報告する。
		『国際金融アーキテクチャーに関する実施計画(付属文書)』(16)	①OECDが、1999年5月のOECD閣僚理事会までに、世銀及び他の国際的な規制機関の意見を考慮に入れつつ、健全なコーポレート・ガバナンスの原則に関する提言を完成させること。

<p>1999年4月</p>	<p>G7歳相会議</p>	<p>『国際的に合意された基準及び規定』 5</p>	<p>①すべての分野におけるグローバル・スタンダード化を支持する。                  ②OECDのコーポレートガバナンスに関する作業の完成を歓迎し、コーポレートガバナンスについての核となる一連の原則の採択を支持する。                  ③世銀がOECD及び他の国際機関と共に、新興市場国及び先進国におけるこのOECDの原則の出来る限り広範な採用と実行を促すための作業を継続することを奨励する。                  ④我々は各国がこれらの新規及び現存する基準に適合するよう努力することを促し、IMFと世銀に対し、他の機関からの適当な専門家と協力しつつ、こうした各国の努力を支援することを求める。</p>
<p>2001年9月</p>	<p>第8回APEC財務大臣会議</p>	<p>「Ⅱ.マクロ経済の挑戦及び政策対応8」『大臣共同声明』</p>	<p>①ショックに柔軟に対応する経済の能力を強化するために国内構造改革を継続することの重要性を強調する。②金融及び企業部門が直面している困難を完全に解決することの重要性を強調する。これらには、銀行規制・監督、企業ガバナンス、ディスクロージャーの一層の強化、及び長期的な金融機関及び企業体に係る市場規律の強化策を含む。</p>
		<p>「Ⅱ.マクロ経済の挑戦及び政策対応9」『大臣共同声明』</p>	<p>①特に金融システムの強化、経済・企業ガバナンスの改善という分野において、APEC財務大臣プロセスの作業の進捗を歓迎する。                  ②実務者に、他の国際的努力に価値を付加し、APECが強みを有する分野における政策イニシアティブ及び技術協力に係る協調努力を継続するように要請した（付属書A）。</p>
		<p>「Ⅴ.その他及び次回合20」『大臣共同声明』</p>	<p>①APEC民間金融家会合（AFG）、AP ECビジネス諮問委員会（ABAC）、太平洋経済協力会議（PECC）及びAPEC経済委員会（EC）との対話を持ち、それらの我々の作業への貢献を評価する機会を歓迎した。                  ②経済成長、金融の進展、コーポレートガバナンスに関する彼らの提言に留意する。                  ③民間部門の見解が我々の作業プログラムに効果的に反映することを保証するために、民間部門機関とともに作業することを継続するように要請した。</p>

(出所) 筆者作成。

このように、実務者国際会議では、グローバル・スタンダード化が進む潮流のなかで、世界標準となる原則の必要性をいち早く認識し、その策定に向けて関係機関に働きかけるとともに、自らもその流れに対して強い支持を表明した。

## 5. 2 財務相・中央銀行総裁会議のOECD原則の支持

1999年4月に行われたG7蔵相会議では、『国際的に合意された基準及び規定』の5において、すべての分野におけるグローバル・スタンダード化を支持するとし、そのなかで、「OECDタスクフォースのコーポレートガバナンスに関する作業の完成を歓迎し、コーポレートガバナンスについての核となる一連の原則の採択を支持する。我々は、世銀がOECD及び他の国際機関と共に、新興市場国及び先進国におけるこのOECDの原則の出来る限り広範な採用と実行を促すための作業を継続することを奨励する。我々は各国がこれらの新規及び現存する基準に適合するよう努力することを促し、IMFと世銀に対し、他の機関からの適当な専門家と協力しつつ、こうした各国の努力を支援することを求める」とすることで合意をみている。

これは、はじめてOECD原則の内容について支持することを表明し、あらゆるコーポレート・ガバナンスに関係のある国際機関同士の対話と協力関係を構築するための努力を行うことにした。そして、後に設立されるGCGFの構想に、いち早く言及したものである。

## 5. 3 OECD原則の各国内における具体的適用への取り組み

2001年9月に行われた第8回APEC財務大臣会議における『大臣共同声明<sup>24</sup>』は、OECD原則の今後の各国の法令・規則等に大胆に踏み込んだ内容を含んでいる。まず、「II.マクロ経済の挑戦及び政策対応」の8において、「我々はまた、ショックに柔軟に対応する経済の能力を強化するために国内構造改革を継続することの重要性を強調する。…(中略)…我々は、金融及び企業部門が直面している困難を完全に解決することの重要性を強調する。これらには、銀行規制・監督、企業ガバナンス、ディスクロージャーの一層の強化、及び長期的な金融機関及び企業体に係る市場規律の強化策を含む<sup>25</sup>」としている。

また、9において、「我々は、特に金融システムの強化、経済・企業ガバナンスの改善…(中略)…という分野において、APEC財務大臣プロセスの作業の進捗を歓迎する。…(中略)…我々は実務者に、他の国際的努力に価値を付加し、APECが強みを有する分野における政策イニシアティブ及び技術協力に係る協調努力を継続する

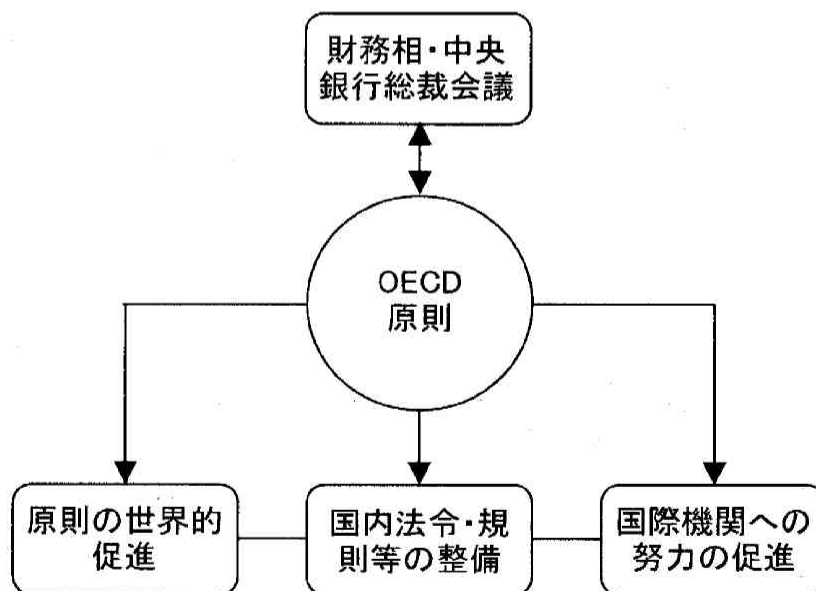
ように要請した(付属書A)<sup>26</sup>」としている。

ここでは、各国のコーポレート・ガバナンスの構築に関して、OECD原則をもとに、各国内の法令・規則等の整備を強力に行っていくことを表明している。そのために、関係する国際機関等の協力関係と努力を重ねて促していることが注目される。

#### 5. 4 OECD原則の継続的適用への努力の表明

さらには、第8回APEC財務大臣会議における『大臣共同声明<sup>27</sup>』の「V.その他及び次回会合」の20において、「我々は、APEC民間金融家会合(AGF)、APECビジネス諮問委員会(ABAC)、太平洋経済協力会議(PECC)及びAPEC経済委員会(EC)との対話を持ち、それらの我々の作業への貢献を評価する機会を歓迎した。我々は、経済成長、金融の進展、コーポレートガバナンスに関する彼らの提言に留意する。我々は我々の次官に、民間部門の見解が我々の作業プログラムに効果的に反映することを保証するために、民間部門機関とともに作業することを継続するように要請した<sup>28</sup>」とした。ここでは、OECD原則をもとに、21世紀に入っても継続的にコーポレート・ガバナンス構築のために努力していくことを表明したといえよう。

図4 財務相・中央銀行総裁会議のOECD原則への支持と合意内容



(出所)筆者作成。

このように、実務者国際会議は、図4に示されるように、OECD原則を支持するとともに、それをコーポレート・ガバナンス構築に役立たせるために、①OECD原則の世界的に採用促進を進めること、②OECD原則に適合した各国内の法令・規則等を整備すること、③法令・規則等の整備のために、国際機関の努力を促すこと、を実施していくことを取り決めたといえる。これは、今までの国際会議において、OECD原則について単なる支持表明をただけではなく、各国内において遵守を求めた声明であることが、注目すべき点であろう。

## 6 おわりに

### 6.1 世界標準コーポレート・ガバナンス原則の姿

いままで筆者は、OECD原則を決して世界標準原則ではなく、「もっとも世界標準原則に近い原則」という表現を使用してきた。世界標準の考え方には、デファクト・スタンダードとディジュレ・スタンダードの2つがある。まず、デファクト・スタンダードは事実上の標準と訳され、徐々に世界で受け入れられ標準化が行われることをいう。また、ディジュレ・スタンダードは公的標準と呼ばれ、公的機関などが標準化を行うことをいう。さて、世界標準原則は、このどちらに含まれるのであろうか。平田光弘[2001a]は、OECD原則をディジュレ・スタンダードであるとしている。しかし、その裏付けとなる説明はされていなかった。そこで、本稿では国際会議の原則およびコーポレート・ガバナンスに関する関与を論じたわけである。そして、これらの国際会議の関与が裏付けとなり、OECD原則は、世界標準としての立場を確立しているということができよう。

だが、ここで誤解してはいけないのは、世界標準原則は、唯一のものでもなく、普遍的なものでもないということである。逆をいうならば、これらの裏付けがなくなれば、あるいは他の機関に移ったならば、もはやOECD原則が世界標準原則ではないことになろう。

### 6.2 世界標準コーポレート・ガバナンス原則と国際機関の役割

世界標準となる原則は、今日、OECD原則がその役割を果たしている。これは、先進国首脳会議や地域的国際会議(APEC等)、実務者国際会議(財務相・中央銀行総裁会議)の国際会議によって、支持されたからという背景があったからである。しかし、これらの国際会議は、単にOECD原則を世界標準として支持しただけではなかった。

まず、先進国首脳会議は、先進諸国が一堂に会する国際会議であるため、その支持表明は、より世界標準となる原則の策定に向けた動きに拍車をかけることになった。また、APECは地域に密着した国際会議であるため、その支持表明や合意内容は、各国内のコーポレート・ガバナンスに関する議論に大きな影響を与えた。そして、財務相・中央銀行総裁会議は、実務者首脳の国際会議であるため、OECD原則をもとにして各国内の法令・規則等を整備していく役割を持っていた。

このように、国際機関のコーポレート・ガバナンスに関する役割は、3つの要素を持っていた。そして、それぞれの役割を達成するために、先進国首脳会議は、①先進諸国だけではなく発展途上国を含めたコーポレート・ガバナンス問題への議論を行うこと、②発展途上国も含んだ新しいコーポレート・ガバナンスに関する国際機関の設立、③世界中に適応可能な原則の策定、地域的国際会議は、①コーポレート・ガバナンスの継続的作業、②OECD原則の示した道筋の速やかな実行、③地域経済の繁栄に役立つコーポレート・ガバナンスの確立、実務者国際会議は、①OECD原則の世界的に採用促進を進めること、②OECD原則に適合した各国の法令・規則等を整備すること、③法令・規則等の整備のために、国際機関の努力を促すことに対して、積極的に活動を続けている。これからの世界標準としてのOECD原則は、これらの国際会議の協力を得ながら、発展を続けていくと考えられる<sup>29</sup>。

現在もなお、世界標準となる原則の策定と、その原則を企業のコーポレート・ガバナンス構築に役立たせる取り組みが進行中である。今後は、ますます加速して行くであろうこれらの動きをじっくりと検討していくことが課題である。

## 注

<sup>1</sup> OECD[2004]

<sup>2</sup> Business Sector Advisory Group on Corporate Governance[1998]

<sup>3</sup> 経営諮問グループによる報告書の詳細については、平田光弘[2001a]278-287頁.を参照のこと。

<sup>4</sup> OECD[1999]

<sup>5</sup> OECD原則の策定までの流れと評価は、平田光弘[2001a]を、OECD原則の詳しい内容は、OECD閣僚理事会・OECD民間諮問委員会編[2001]を参照のこと。なお、OECD原則の原文は、OECD[1999a]を参照のこと。

<sup>6</sup> OECD閣僚理事会・OECD民間諮問委員会編[2001]p.57

<sup>7</sup> OECD閣僚理事会・OECD民間諮問委員会編[2001]p.14

<sup>8</sup> OECD原則は、各国に対して法的拘束力を有するものではなく、最低限の原則ということが出来る。しかし、一方で、各国政府に対してOECD原則を広めて、各国に対して自主的にOECD原則をもとに法令・規則等に適用していくことも求めている。



<sup>9</sup> 日本では、2001年1月に省庁再編成が行われ、それまでの大蔵省の機能の多くが財務省となり、名称が変更された。そのため、2000年末までは、蔵相・中央銀行総裁会議と称していたが、2001年より、財務相・中央銀行総裁会議となった。本稿では、財務相・中央銀行総裁会議という名称で統一している。

<sup>10</sup> 他にも、アジア欧州会合(ASEM)やEU委員会等の地域国際会議もコーポレート・ガバナンスに関して強い関心を示している。

<sup>11</sup> <http://www.mof.go.jp/dajjin/1e075.htm>

<sup>12</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko\\_2000/documents/commu.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/commu.html)

<sup>13</sup> <http://www.asahi.com/business/sumit/K2001072202511.html>

<sup>14</sup> <http://www.asahi.com/business/sumit/K2001072202511.html>

<sup>15</sup> OECD[1999b], World Bank[1999]

<sup>16</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/98/seimei.html>

<sup>17</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo\\_2.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo_2.html)

<sup>18</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo\\_2.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo_2.html)

<sup>19</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo\\_2.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/kyodo_2.html)

<sup>20</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s\\_sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s_sengen.html)

<sup>21</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s\\_sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s_sengen.html)

<sup>22</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s\\_sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/99/s_sengen.html)

<sup>23</sup> この付属文書は、1998年12月にG7蔵相からG7首脳に提出されたものである。

<sup>24</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap\\_010909.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap_010909.htm)

<sup>25</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap\\_010909.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap_010909.htm)

<sup>26</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap\\_010909.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap_010909.htm)

<sup>27</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap\\_010909.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap_010909.htm)

<sup>28</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap\\_010909.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/ap_010909.htm)

<sup>29</sup> 世界標準原則を中心とし、各国の原則を用いた企業法制度改革の動向については、小島大徳[2005c]を参照のこと。

## 参考(引用)文献

小島大徳[2006a]「アジアにおける企業統治—アジア・コーポレート・ガバナンス白書を中心として—」日本経営教育学会編『経営教育と経営の新課題—経営教育研究9—』学文社、131-153頁。

小島大徳[2006b]「コーポレート・ガバナンスと機関投資家」『国際経営論集』第31号、神奈川大学経営学部、169-195頁。

小島大徳[2005a]「新OECDコーポレート・ガバナンス原則」『国際経営論集』第29号、神奈川大学経営学部、93-118頁。

小島大徳[2005b]「国際機関におけるコーポレート・ガバナンス問題への取り組み—世界標準原則の構築に向けて—」『国際経営フォーラム』第16号、神奈川大学国際経営研究所、89-110頁。

小島大徳[2005c]「コーポレート・ガバナンス原則の新展開」『アジア経営学会誌』第11号、ア

- ジア経営学会, 129-137頁.
- 小島大徳[2005d]「タイのコーポレート・ガバナンス」佐久間信夫編著『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社, 168-193頁.
- 小島大徳[2005e]「コーポレート・ガバナンスと情報開示・IR活動」『国際経営論集』第30号, 神奈川大学経営学部, 1-36頁.
- 小島大徳[2004a]『世界のコーポレート・ガバナンス—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂.
- 小島大徳[2004b]「21世紀におけるコーポレート・ガバナンス原則の研究課題」『東洋大学大学院紀要』第39集, 東洋大学大学院, 357-374頁.
- 小島大徳[2004c]「企業におけるコーポレート・ガバナンス原則の実践」『経営行動研究年報』第13号, 経営行動研究学会, 63-68頁.
- 小島大徳[2004d]「企業におけるコーポレート・ガバナンス実践の現状と展望」『国際経営論集』第28号, 神奈川大学経営学部, 23-42頁.
- 平田光弘[2001a]「OECDのコーポレート・ガバナンス原則」『経営研究所論集』第24号, 東洋大学経営研究所, 277-292頁.
- 平田光弘[2001b]「21世紀の企業経営におけるコーポレート・ガバナンス研究の課題—コーポレート・ガバナンス論の体系化に向けて—」『経営論集』第53号, 東洋大学経営学部, 23-40頁.
- 平田光弘[2000]「1990年代の日本における企業統治改革の基盤作りと提言」『経営論集』第51号, 東洋大学経営学部, 81-106頁.
- 平田光弘[1999a]「英国におけるコーポレート・ガバナンス改革の実践」『経営論集』第49号, 東洋大学経営学部, 225-240頁.
- 平田光弘[1999b]「EUおよび英国におけるコーポレート・ガバナンスの実践」『経営哲学の実践』森山書店, 107-136頁.
- 菊池敏夫・平田光弘編著[2000]『企業統治の国際比較』文眞堂.
- OECD[1999a], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD[1999b], *World Bank and OECD step up co-operation to promote improved corporate governance*, News Release, 27 May 1999, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD[2004], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD Business Sector Advisory Group on Corporate Governance[1998], *Corporate Governance: Improving Competitiveness and Access to Capital in Global Markets*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD閣僚理事会・OECD民間諮問委員会編[2001]『OECDのコーポレート・ガバナンス原則』金融財政事情研究会.
- World Bank[1999], World Bank, *OECD Announce Global Forum on Corporate Governance*, News Release No. 99/2217/S, World Bank.